第八条第二項の表第十一条の十第四項の項の次に次のように加える。

第十一条の十第一項第四号	退職手当又は	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当又は
	月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）	月数
	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十七の表法第八十五条第五項の項の次に次のように加える。

第十一条の十第五項	同号及び	同項第三号に規定する停職の期間の月数又は
	月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の月数	月数

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の十第一項第二号

月数（国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員等の翌日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員については、退職した日の属する月の末日以後に再任用職員等となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）	退職手当又は	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当又は
	月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）	月数
	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前国共済令第十一条の十第四項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の十第一項第四号	退職手当又は	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当又は
	月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）	月数
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の十第五項	同号及び	同項第三号に規定する停職の期間の月数又は
	月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の月数	月数

第二章　経過措置

（暫定再任用職員等である組合員又は組合員であった者に対する国家公務員共済組合法施行令の適用に関する経過措置）

第十一条　国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する職員（次項において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（国家公務員共済組合の組合員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）又は組合員であった者に対する国家公務員共済組合法施行令第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「月数が」とあるのは「月数（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当法等による退職手当又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員等の翌日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員については、退職した日の属する月の末日以後に再任用職員等となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が」と、同項第四号中「国家公務員退職手当法の規定による退職手当又は」とあるのは「退職手当又は」と、「月数が」とあるのは「月数（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に暫定再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が」と、同条第五項中「同項第三号に規定する停職の期間の日数又は」とあるのは「同号及び」と、「月数は」とあるのは「月数若しくは暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の日数は」とする。